

鳥取縣公報

本書ノ大キサ(幅)規格A五判

昭和二十四年十二月九日 金曜日
第二千七百十号

規則

◇鳥取縣規則第百十一号

昭和二十四年二月鳥取縣規則第十一号鳥取縣水産製品検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條第二号魚類塩藏品1.塩にしん中(一塩にしん)(塩にしん)に改め2.塩藏いわし、及び4.塩藏さんまの行を次のように改める。

2. 塩いわし(塩いわし、塩藏いわし)
4. 塩さんま(塩さんま、塩藏さんま)

附則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣規則第百十二号

死体解剖保存法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

死体解剖保存法施行細則

第一條 死体解剖保存法施行規則(以下省令という)第一條の規定による許可申請書は様式第一号によらなければならぬ。

第二條 省令第二條の規定による届出書は様式第二号によらなければならぬ。

第三條 死体解剖保存法(以下法という)第六條第一項の規定による届出書は様式第三号によらなければならぬ。

第四條 法第六條第一項但書の規定による届出書は様式第四号によらなければならぬ。

00619

第五條 法第九條第一項但書の規定による許可申請書は様式第五号によらなければならない。

第六條 法第十九條第一項の規定による許可を受けようとする者は様式第六号の申請書に様式第七号の遺族の承諾書を添えて提出しなければならない。

第七條 法及び省令の規定により厚生大臣に提出する書類は正副二通を提出しなければならない。

第八條 法、省令及びこの規則の規定により厚生大臣若しくは知事に提出する書類はその地の保健所長を経由しなければならない。

附則

この規則は昭和二十四年十二月十日から施行する。

様式第一号

死体解剖許可申請書

住所

氏名

年月日

医師又は歯科医師であるときは、免許を受けた

年月日及び医籍又は歯科医籍登録番号(医師及び歯科医師でない者にあつてはその旨)

二、解剖を必要とする理由

三、解剖をしようとする場所

四、解剖に関する履歴の詳細(解剖に従事した学校又は病院の名称、経験年数、剖検数を明記のこと)

右死体解剖保存法施行規則第一條の規定により解剖を許可されたい。

年月日

氏名

〇〇保健所長殿

添附書類

省令第一條第一項の規定に定められている書式

様式第二号

死体解剖開始並びに終了日時届出書

一、死体解剖許可年月日

二、死体解剖許可番号

三、解剖開始年月日

00620

四、解剖終了年月日

右死体解剖保存法施行規則第二條の規定によりお届けする。

年月日

住所

氏名

〇〇保健所長殿

様式第三号

死体解剖届出書

一、被解剖者の住所氏名、性別及び年令

二、死亡年月日

三、死亡の場所

四、直接死因及び間接死因

五、解剖の場所

六、解剖開始年月日及びその終了年月日

右死体解剖保存法第六條第一項の規定によりお届けする。

年月日

住所

氏名

〇〇保健所長殿

様式第四号

死体解剖届出書

(昭和)

年月

日より三ヶ月分)

被解剖者の氏名

死亡の場所

直接死因及び間接死因

解剖開始年月日及び終了年月日

住所

性別年令

死亡の場所

直接死因及び間接死因

解剖開始年月日及び終了年月日

男

女

昭和年月日

市郡村大字

直接死因及び間接死因

解剖開始年月日及び終了年月日

市郡村大字

00621

右死体解剖保存法第六條第一項但書の規定によりお届けする。

年 月 日

〇〇 〇〇 大学 院長 氏 名 〇

鳥取縣知事

様式第五号

・解剖室外における死体解剖許可申請書

一、解剖の場所

二、解剖室外における解剖の理由

右死体解剖保存法第九條第一項但書の規定により解剖

室外での解剖を許可された。

年 月 日

氏 名 〇

〇〇保健所長殿

様式第六号

死体保存許可申請書

一、被保存者の住所、氏名、性別及び年令

二、保存部門の名称

三、保存の目的

四、保存の場所

右死体解剖保存法第九條第一項の規定により保存を許可された。

年 月 日

住所

氏 名 〇

鳥取縣知事殿

様式第七号

死体保存に関する遺族の承諾書

一、死者の住所及び氏名

二、死亡年月日

三、死亡の場所

00622

四、保存部門の名称

上記死体の全部（一部）が死体解剖保存法の規定に基づいて保存される事に異存ありません。

年 月 日

住所

死者との続柄 氏 名 〇

告 示

◇鳥取縣告示第六百七十八号

昭和二十四年十二月四日十一月定例縣会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算及び昭和二十四年度特別会計就学奨励資金歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計自作農創設維持奨励資金歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計縣立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和24年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

款 項	入 項	追加更正予算額
1 縣 税	3 地方配付税	11,340,500
2 公營企業及財産收入	1 財産收入	189,200
4 使用料及手数料	1 使用料	3,399,647
	2 手数料	900,000
5 國庫支出金	1 國庫負担金	2,499,647
	2 國庫補助金	41,416,265
6 特別金	1 特別金	5,197,248
	2 特別金	86,219,017
8 繰越金	1 前年度繰越金	400,440
		22,179,087
		22,179,087

9 雑収入	3,951,624	3 警察消防費	463,720
2 弁償金及報償金	△273,386	1 公安委員会費	1,220
3 償還金	3,000,000	2 消防費	462,500
5 物品売却代	275,000	4 土木費	37,536,000
6 雑入	948,960	3 道路橋梁費	444,000
10 縣債	13,783,000	9 災害土木費	36,960,000
1 縣債	13,783,000	11 土木諸費	132,000
歳入合計	96,659,763	5 教育費	12,731,666
歳出		1 教育委員会費	276,050
1 議會費	1,587,300	3 小学校費	3,873,010
1 縣會議費	1,417,300	4 中学校費	2,393,422
2 委員会費	10,000	5 高等学校費	2,525,579
3 政務調査会費	110,000	6 定時制高等学校費	388,526
2 縣庁費	10,621,867	7 夜間高等学校費	37,178
1 縣職員費	10,227,867	8 特殊學校費	68,358
2 地方事務所費	55,000	9 通信教育費	6,443
4 監査委員費	164,000	15 社会教育費	150,000
5 諸費	175,000	19 体育保健費	240,000

00623

00624

20 教育施設費	480,000	1 農業費	1,425,728
21 教育諸費	2,298,100	2 畜産業費	153,500
6 社会及勞働施設費	13,652,488	3 林業費	540,400
1 生活保護費	400,000	4 水産業費	816,476
2 社会福祉費	6,574,000	5 蚕業費	157,450
3 児童福祉費	△122,488	6 商工業費	505,000
4 国民健康保險費	6,412,075	7 物資調整費	732,862
5 世話費	263,918	8 農地制度改革費	1,373,034
6 勞政費	64,963	9 開拓事業費	1,149,327
9 公園費	60,000	10 耕地事業費	103,000
7 保健衛生費	6,250,200	11 農業協同組合事業費	550,000
1 保健所費	1,800,000	10 統計調査費	2,025,835
2 健民費	493,000	1 統計調査費	2,025,835
3 傳染病予防費	2,560,000	11 選挙費	523,630
4 結核予防費	450,000	1 選挙管理委員会費	1,630
5 診療所費	100,000	3 参議院議員選挙費	522,000
9 公衆衛生取締費	847,200	12 公債費	2,184,000
8 産業経済費	7,502,277	2 利子	2,184,000

00625

13 諸支出金	1,630,800	歳入	追加予算額
3 地方振興費	170,000	1 事業収入	16,844
4 縣政企画調査費	650,000	1 事業収入	16,844
5 公報活動費	100,000	歳入合計	16,844
6 渉外費	620,000	歳出	
9 雑支出	90,800	1 事業費	16,844
歳出合計	96,659,763	1 事業費	16,844
昭和24年度特別会計就学奨励資金歳入歳出追加予算			
歳入		歳出合計	16,844
2 国庫支出金	270,152	昭和24年度特別会計自作農創設維持	
1 補助金	270,152	奨励資金歳入歳出追加予算	
歳入合計	270,152	歳入	
歳出		2 繰越金	追加予算額
1 就学奨励事業費	270,152	1 前年度繰越金	27,463
1 事業費	270,152	歳入合計	27,463
歳出合計	270,152	歳出	
昭和24年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算			
1 公債費	28,932		

00626

2 予備費	23,932	歳入	追加更正予算額
1 予備費	3,531	1 使用料及手数料	80,300
1 予備費	3,531	1 使用料	80,300
歳出合計	27,463	歳入合計	80,300
昭和24年度特別会計無畜農家解消事業費			
歳入歳出追加予算		歳出	
歳入		1 縣立病院費	80,300
2 雑収入	306,754	1 病院費	80,300
1 物品売拂代金	280,500	歳出合計	80,300
2 弁償金及報償金	26,254	◆鳥取縣第六百七十九号	
歳入合計	306,754	市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次の	
歳出		45に仮設建築物の建築を許可した。	
1 事業費	306,754	昭和二十四年十二月九日	
1 事業費	306,754	鳥取縣知事 西 尾 愛 治	
歳出合計	306,754	1、建築物の住所氏名 鳥取市立川町五丁目一四八	
昭和24年度特別会計縣立中央病院事業費			
歳入歳出追加更正予算		尾 崎 三 次	
歳入		1、建築物の位置 鳥取市立川町五丁目一四八及一四九	

- 一、同 用途 店舗及物置
- 一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 七四、〇平方米 突出する部分 一五、〇平方米

一、建築主の住所氏名 鳥取市行徳二〇七ノ二

沢 達 次

一、建築物の位置 鳥取市行徳一八六ノ七

一、同 用途 住宅、店舗

一、同 構造 木造 トタン葺 平家建、一棟

一、同 規模 建築面積 四〇、〇平方米

突出する部分 三五、〇平方米

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百八十号

家畜傳染病予防法第七條の規定により左の区域内に飼養する生后六箇月以上の牛馬に對して炭疽予防注射を施行するから該当牛馬の所有者又は管理者は指定の日時及び場所に引き付け注射を受けなければならぬ。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射月日	注射区域	注射場所	時刻
一二月	東伯郡	下中山村	自一〇時至一四時
一二月	下中山村		
一三日	同安田村	安田村檢診場	自一〇時至一四時
一四日	同赤碕町	赤碕町市場	自一〇時至一二時
一五日	同成美村	成美村檢診場	自一〇時至一四時
一六日	同以西村	以西村同	自一二時至一六時
一七日	同	同	自八時至一一時
一九日	同八橋町	八橋町	自一三時至一四時
	大成牧場	大成牧場	

◇鳥取縣告示第六百八十一号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市堂寺四〇〇

山西 巖

一、建築物の位置 鳥取市丸山町一〇六

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 四六、六三平方米 突出する部分 三〇、二五平方米

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の

條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百八十二号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市南本治町

中央青果株式会社々長 菊井久夫

一、建築物の位置 鳥取市南本寺町三九及三六ノ一

一、同 用途 蔬菜競場及車置場

一、同 構造 木造 瓦鉄板葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 一一五、〇〇平方米 突出する部分 八八、一一平方米

許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要と認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百八十五号

昭和二十三年十月鳥取縣告示第五百十二号(美容店の等級指定の件)の中次のように改める。

昭和二十四年十二月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、普通地区特級店に次の者を加える。

- 鳥取市瓦町新道 森田 君枝
- 同 今町二丁目 吉田 亀代
- 同 東品治町 藤繩 花子
- 米子市角盤町一丁目 岡田 徹

同	東町四六	原 年子
同	四日市町	倉益 幸子
同	寺町一二	坂根 妙
同	立町二	山本 善実
同	灘町一	淺井知加子
同	角盤町三	長田 リツ
同	朝日町二区七四	中原 いち
同	朝日町二区七四	船越智恵子
同	朝日町一三	杵村 マキ
同	皆生	前畑百合子

正 誤

昭和二十四年八月二日鳥取縣告示第四二〇号中誤植があるので左記の通り正誤する。

頁	行目	誤	正
七	一六	大西後口外一	大西後口谷外一

昭和二十四年十二月九日印刷
昭和二十四年十二月九日発行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取